

令和2年6月1日

府県薬剤師会会長 様

病院・薬局実務実習近畿地区調整機構
委員長 濱口常男

第1期薬局実習の補講および第2期以降の薬局実習に関するお願い
ー実習契約書の第10条の運用についてー

拝啓 初夏の候、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は薬学6年制実務実習に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の流行のため、実務実習の日程を大幅に延期いたしました。それに伴い、受入施設によっては6月から第1期薬局実習の補講が開始され、また、7月1日から原則、第2期薬局実習が開始されます。

一方、新型コロナウイルス感染症の流行下、補講や実務実習を実施する上で実習契約書の第10条に懸念を示されている受入施設様のあることのご連絡をいただきました。

つきましては、本近畿地区調整機構では、新型コロナウイルスの流行下での実務実習を実施する上での運用を取り纏めましたのでお知らせいたします。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、貴会にご所属されている2020年度実務実習受入施設様に対して、本件についてのご周知をお願い申し上げます。

今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

令和2年6月1日

2020年度薬局実習受入施設 様
府県薬剤師会会長 様
近畿地区調整機構委員会 大学委員 様

病院・薬局実務実習近畿地区調整機構
委員長 濱口常男

第1期薬局実習の補講および第2期以降の薬局実習に関するお願い
—実習契約書の第10条の運用について—

第1期薬局実習において、緊急事態宣言の発令により薬局実習が中断されましたが、6月から薬局実習の補講が開始される所であり、また、これに引き続いて第2期以降の薬局実習が開始されます。

現在の新型コロナウイルス感染症の流行下において、まず補講を実施する上で実習契約書の第10条に懸念を示されている受入施設があります。

つきましては、本近畿地区調整機構では、大学、実習生および受入施設が、下記のとおり、新型コロナウイルスの感染対策等の運用にて補講および第2期以降薬局実習を実施することをお願いいたします。

記

1. 薬局実習を実施する際には、感染のリスクを最小限に抑えるよう工夫し、当該薬局の新型インフルエンザ等感染対策BCPに沿うものとする。(薬局実務実習における新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応 日本薬剤師会)
2. 大学および指導薬剤師は、実習生が日常生活での健康管理(手洗い・うがいなどの励行)や行動自粛(複数での会食等いわゆる3密にあたる行動、不要不急の移動等)に努め、薬局施設では定められた感染対策を実施できるよう指導に努める。
3. 上記の1と2の実施にもかかわらず、実習生が施設内で感染を生じた場合には、薬局施設と大学が協議をして対応する。

以上

参考

実習契約書

(実習生の疾病及び傷害)

第10条 実習生の実習期間中における疾病及び傷害、又は実習を原因として実習後に生じた疾病及び傷害については、乙の責任において対処するものとする。ただし、甲の管理・監督不足または実習施設内(院内)感染などの感染源が特定されるなど、原因が甲に特定される場合は、甲の責任において対処するものとする。